

アサヒグループ商業コミュニティ助成事業募集要領

1 趣 旨

本事業は、東日本大震災により商業機能が喪失した地域や震災後の住民避難等により高齢化が加速している地域において、日常の買い物を通して地域住民のコミュニティを構築する事業に対し支援を行うことにより、震災後の地域コミュニティの維持・再生と復興まちづくりを推進することを目的とします。

2 助成対象者

助成対象者（以下「団体」という。）は次のとおりとします。

- (1) 商工会・商工会議所
- (2) 商店街組織（任意組織を含む）
- (3) 社会福祉法人
- (4) 一般財団法人又は一般社団法人
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 民間企業（福島県内に本社機能を有する企業）
- (7) その他主催者が認める者

※ 申請の際には、事業実施予定の市町村作成の確認書（別紙1）及び暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別紙2）が必要です。

※ 次のいずれかに該当する団体は、助成対象外とします。

- ① 政治活動、宗教活動を目的とする団体
- ② 暴力団又は暴力団の統制の下にある団体
- ③ 組織名義の口座を有しない団体（個人名義の口座しか有していない団体）

3 助成対象事業・事業区分

次の事業に対し、各々に定める金額を上限にその全額を助成します。

【Ⅰ事業】 助成額：上限300万円

地域住民の買い物支援を通じてコミュニティを維持、再生する事業

【Ⅱ事業】 助成額：上限 50万円

地域コミュニティの維持、再生、活性化のために商店街等において行う事業

※ 助成事業の要件

- ・ 実施団体の利益でなく、地域の利益になる事業であること。
- ・ 事業に必要な関係法令を遵守するとともに必要な許認可を得ていること。（または許認可

を得る見込みがあること。)

- ※ 1 団体が、Ⅰ事業、Ⅱ事業それぞれに申請することも可能とします。
- ※ 既存で実施している事業についても申請可能です。

4 助成対象となる事業実施期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までに支払いが完了する事業。

5 助成対象となる経費

- 人件費（事業従事者にかかる給与に限る。）
- 事務事業費

会議費（会議に必要なお茶、会場代など）、旅費交通費、消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、謝金（専門家への謝礼など）、通信費、賃借料（家賃やリース代など）、備品購入費（必要車両や什器の購入費用など）、その他事業に必要と認める経費

- ※1 事業の実施に要する経費のうち、直接その事業の実施に欠くことのできない経費（企画・実施に係る経費など）を対象とします。
- ※2 助成対象団体の経常的な経費や、他の事業と区分できない経費は対象外とします。
- ※3 本事業により整備した施設及び設備の財産処分期間については、国の定める法定耐用年数に準じることとします。当該期間が経過するまでは目的外の使用や他者への譲渡は認められません。

6 助成金の申請・採択

- (1) 助成を希望する団体は助成事業申請書（様式1）に、事業実施予定の市町村が作成した封筒に入ったままの確認書（別紙1）及び暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別紙2）を添付のうえ、平成29年1月26日（木）までに福島県に提出してください。なお、助成事業申請書は2部提出してください。

【助成事業募集期間】

平成28年12月12日（月）から平成29年1月26日（木）まで

- ・ 下記の申請書等提出先に期間内に提出してください。
- ・ 郵送で提出の場合は、募集期間最終日までの到着分を有効とします。
- ・ 提出された書類は返却しません。

- (2) アサヒグループホールディングス株式会社及び福島県等による審査を踏まえ、平成29年3月上旬頃までに助成団体及び助成額を決定します。

- ※ 平成28年度事業では、申請のあった17件について外部有識者を含む審査を行い、【Ⅰ事

業】 6件 (16,804,300円)、【Ⅱ事業】 7件 (3,464,380円) の合計 13件 (20,268,680円) を採択しました。

7 実績の確認

- (1) 助成金の交付決定を受けた団体による助成事業が完了した際は、事業完了の日から30日以内又は平成30年4月10日のいずれか早い期日までに助成事業実績報告書(様式4)及び助成事業助成金請求書(精算払い)(様式6)を福島県に提出してください。
- (2) アサヒグループホールディングス株式会社及び福島県等による審査を踏まえ、当該団体に助成金を交付します。

8 留意事項

事業の実施に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 本事業により取得した施設又は設備等若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に対し、アサヒグループの助成金を受けている旨を表示することについて、アサヒグループホールディングス株式会社と協議を行うこと。
- (2) 飲食提供や景品配布等を伴う場合は、可能な範囲内でアサヒグループの商品を事業実施市町村の販売店から購入し活用すること。
- (3) アサヒグループホールディングス株式会社が行う助成金交付セレモニー等の開催に協力すること。

9 その他

交付要綱及び本要領に定めのない事項については、アサヒグループホールディングス株式会社が福島県と協議のうえ別に定めることとします。

主催 アサヒグループホールディングス株式会社

共催 福島県

《申請書等提出先》

福島県 商業まちづくり課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話024-521-7299